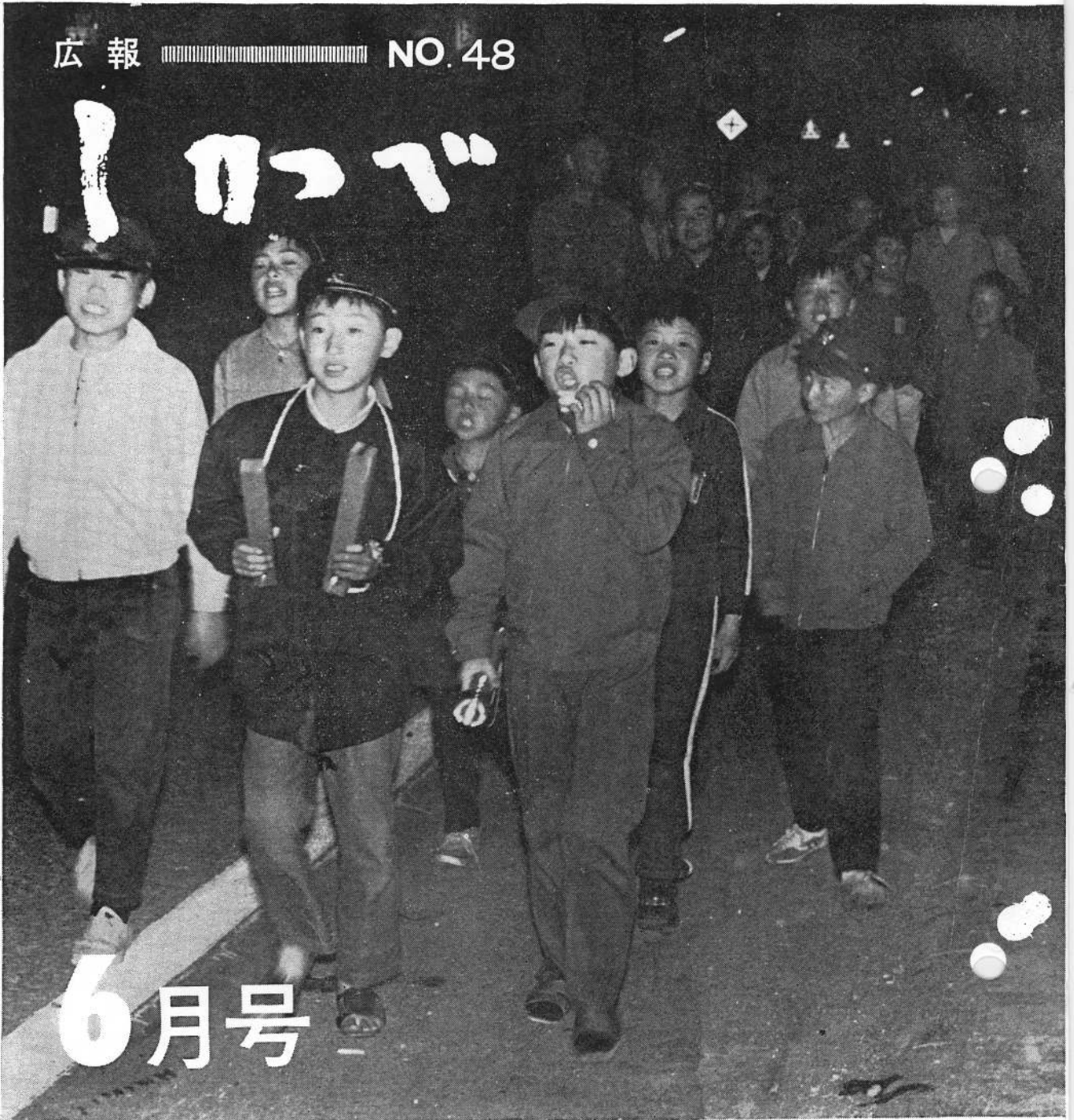


6月27日は参議院議員選挙の投票日です

広報 NO.48

「火の用心」



6月号

「火の用心」に一夜

駒ヶ岳子供会が夜まわり

「火の用心、

マツチ一本火事のもと」

昔なつかしい子供達のかん高い声  
が毎晩遠くから聞こえます。

この声につられ、街角でこの子供達  
をとらえてみました。

夜七時半から八時頃にかけて宇  
鹿部十・十一・十二区の地区を毎

晩「火の用心」を呼んで歩いてい  
る。この子供会は「駒ヶ岳子供会」

で、自分達の手で自主的にできる  
活動を実行しています。

自分達の町内から火事を出さな  
いようにしよう。

そんな子供達の願いをふみにじ  
ってはなりません。

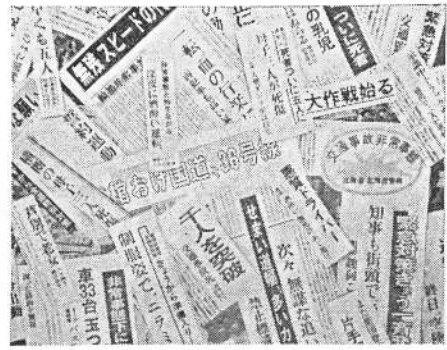
大人の皆さん、タバコの吸いが  
ら、寝る前の火元の点検に注意し  
ましょう。

この小さな町内会の子供達の声  
が、やがては全村にひろまる声と  
なり、この村では火事がないとい  
う願いがかなえられるでしょう。

……寝る前にガスの元栓を

しめましょう……

この声が今晚も私達の胸に聞こ  
えてきます。「駒ヶ岳子供会」の  
皆さん、ありがとうございます。がんば  
ってください。



# 良識ある心が事故を防ぐ

## ゆずりあう心、正しい運転マナーを

### 身につけよう

りません。そんなおそろしい交通事故を起こしておきながら、金でことが解決すると思っている人はおりませんか、よく平気で事故のことを満足気に人に話したり、スピードを出した話などをしてい

る人達をみかけます。車の運転は遊びではありません。もっと真剣に考えたいものです。

これからの季節は行楽シーズンです。車で一家そろって旅行の計画をしているご家庭もあることでしょう。それもちよつとした不注意でとりかえしのつかないことに

社会保険の方法をとっています。このため保険料を納めていなければ不幸にしてケガをしたり、ご主人を亡くしたりしたときの障害年金や、母子年金はもちろん、満六十五才から支給される老令年金も受けることができます。

また、たとえ生活が苦しいからといって、保険料を滞納したまま放っておくと、せつかく、あなたが将来に備えて加入したこの制度もむだになってしまいます。

どうしても保険料を納めることができないときは、村役場に申し出てください。

事情によっては一定期間保険料

なることもあります。

六月はこのような「行楽期における交通事故をなくする運動」期間中です。みんなであのしいドライブをするためにも次のことを守ってください。

▽スピードの出し過ぎをしない。腕の自身過剰は精神の異常です。無理な追越しは死への追越しです。

▽酒酔い運転をしない。一口の酒が一生の不覚となります。

▽適当な車間距離を保つ。▽正しい横断をする。近かくに横断歩道があったら必ず遠まわりでもこれを利用しましょう。車のすぐ前、すぐ後は絶対に横断しない。

▽親がまず正しい歩行を。とくに子供と同伴のときは必ず親としての正しい横断歩行の手本を示しましょう。

▽道路のななめ横断をしない。▽道路を横に列をつくって歩かない。

が免除されます。免除されても、国の負担分(保険額の二分の一)は毎月積み立てられていますので万一時の場合にも年金は受けることができます。

保険料が納められないからといって放っておかないで必ず免除の手続きをとるようにしてください。

## 国民健康保険税についての条例が一部改正されました

ご承知のとおり、国民健康保険税制度はみなさんがお医者さんにかゝったときに三割を支払いし、七割を国と保険税で負担するしくみになっていますが、年々医療費の支払いも増加しておりますし、今回、地方税法の改正(限度額八万円など)もあり、村税条例を一部改正いたしました。

おもな改正点  
◎税負担限度額 七万円  
◎納期 六月から十二月までの

七期

## 渡島消防大会で実力発揮

ポンプ操法の部、優勝  
小隊訓練の部、第三位  
(5月13日砂原町にて)

五月十三日砂原町において渡島管内消防総合訓練が開催されました。この日管内十七ヶ町村と函館市を含めた非常備消防団員が集り市中行進のあと、各町村ごとの日頃の成果を披露、規律、動作、敏速さなどを中心とした競技会でまず本村は第二分団長浦京造氏を小隊長として小隊訓練においてみごとと第三位に入賞、つづいてポンプ操法においては第一分団副分団長高村巖氏を小隊長としてすぐれた統率、きびきびした動作、敏速さで優勝しました。

このことは本村消防団の日頃の練習が実を結んだものでしょう。



四十四年知内町での渡島大会出場の鹿部村消防団

## 国民年金に保険料免除の制度が

生活に余裕がないため、国民年金の保険料を納めることができない場合に、保険料を免除してもらおうことができます。

国民年金は「国民のだけれども老後を幸せに」という願いからつくられた年金制度です。これは、毎月一定の保険料を納めて老後や万一の事故に備えるという



# 国保と交通事故

毎日どこかで交通事故が起こり、尊い生命が犠牲にされ、死に至らなくても、大けがをする、あるいはムチ打ち症に襲われる可能性は非常に高く、もはや交通事故は人ごとではなく、身近な事になりました。

もし不幸にして、交通事故でけがをしたら、国保はどういう役にたつのでしょうか。示談屋や加害者の口車にのせられたり、または、国保のしくみを知らないために、損をしている人も少なくないのです。

- ◎けがは国保で治療ができる
- ◎だが、治療費はあくまで加害者の負担
- ◎治療代は、あとで国保が加害者からもらうことになる

## ◎国保で治療を受ける場合

知っておきたいこと

(1) 届けを出すこと  
自動車事故でけがをし、保険証を使って治療を受けたときは、必ず届け（「第三者行為による傷病届」といいます）を出してください。

その場合、警察の事故証明書、医師の診断書を添えなければなりません。また、示談が成立していれば示談の写しを添えて届けなければなりません。

(2) 示談をすぐに結んでしまわないこと  
加害者は被害者に対して、治療費、生活費、その他あらゆる損害の賠償する責任を負います。良心的で誠意のある加害者ばかり

なら問題はそれほどないかも知れませんが、なるべく少なく、なるべく早く示談を結んで、有利に、少なくとも不利にならないようにしようと思うのが加害者の心の動きでしょう。

そこで、治療費がどれだけかかるのかもわからないうちに示談を結んでしまつては、あとあとこまることになりません。

まず、示談を結び、治療費をもらうと、保険で治療を受けることができません。

保険で治療を受けるということでは、治療に要した費用を、一時、国保がたてかえて、あとで加害者に請求しようということなのです。から、先に治療費をもらつてしまえば、当然国保の請求権はなくなります。したがって、国保の給付はできなくなります。

(3) 保険証を持たずに病院へ行ったとき

病院の窓口で保険証を出して治療を受けるのがふつうですが、緊急やむを得ない場合はそれができないこともあります。

そんなときはあとですぐ持つてくることにして、病院の了解を得るようにならしてください。

- ◎けがは国保で治療ができる
- ◎だが、治療費はあくまで加害者の負担
- ◎治療代は、あとで国保が加害者からもらうことになる
- ◎自動車事故にあったときの心得

- (1) 警察に必ず届けること
- (2) 加害者の身元を知ること
- (3) 自動車のナンバーを覚えておく

## 国の行政について 苦情、要望、意見などは 松本行政相談委員に

鹿部漁業協同組合参事の松本政信さんが、行政管理庁長官から行政相談委員として委嘱されておりますので、遠慮なくご相談ください。

### ◎ 行政相談委員とは

国民の皆さんから国の行政についての苦情や要望、意見などをお受けして、そのあっせん解決につとめるとともに、行政の民主化、能率化をはかるための仕事をこなしております。

皆さんがわざわざ函館市にある行政監察局までおいでにならなくても、地元で気軽にご相談いただけるようにと、行政相談委員を委嘱しているものです。

## 社会教育委員決まる

委員長に大沢喜代治氏  
社会教育委員の任期満了によりこのたび次のように改選されました。

- 委員長 大沢 喜代治
- 副委員長 滝村 虎雄
- 委員 斎藤 順一
- 能代 栄一
- 佐藤 栄子
- 榎方 けい
- 船橋 竹治郎
- 中谷 次作
- 佐藤 佑二
- 関本 忠久
- 松本 初男
- 佐々木 成克
- 山崎 篤也

## 学校給食センター 運営委員会委員決まる

- 会長 山崎 篤也
- 副会長 松本 初男
- 監査 熊川 京子
- 岩島 孝司
- 滝村 虎雄
- 斎藤 幸一郎
- 山藤 勇
- 本邦 彦
- 盛田 安一
- 佐藤 カツ子
- 松川 チセ
- 木村 チセ
- 村上 郁子
- 相澤 正子
- 葛西 武夫
- 中谷 次作

## 6月の納期

村道民税 第1期  
国民健康保険税 第1期

6月30日まで

※ 保険税は今年から6月から12月までの7期となりました。

納期内納入にご協力下さい。

村  
税

# けし・大麻の不正栽培をなくそう

## 山に入るには

### こんな注意を

季節もよくなり、山菜取り、登山、魚釣りなどで入林する人が多くなります。しかし、この時期は草木も、空気も乾燥していて山火事の発生しやすい危険な時です。四月末には、広島県で十八人の死者をだした山火事が起きています。貴重な森林資源を守るために、この季節に山に入るかたは、次のようなことに注意しましょう。

- ◎登山、山菜取り、魚釣りなどで入林するときは、森林の所有者が官公庁であるときは、必ず入林許可をうけ、会社あるいは個人所有林の場合は、了解を求めてから入林してください。
- ◎たき火の不始末で山火事を起こしている率も高いので十分に注意してください。
- ◎毎年の山火事発生件数のうち最も多いのは、タバコやマッチの不始末です。細心の注意を払ってください。
- ◎入林する方、また入林中の人たちは、つねに気象通報に細心の注意を払ってください。
- ◎山林には、巡視人、監視人など森林資源を守るための人たちがいます。この人達の注意をよく聞き必ず守ってください。
- ◎よく注意 たばこ

たき火のあと始末

## 国家公務員

### 採用試験を実施

人事院では、四十七年度採用の国家公務員(初級、中級)試験を次のとおり行ないます。

#### ▽中級(高専、短大卒程度)

各省庁の中級係員として、事務または技術、研究業務などに従事します。

#### (1)試験の区分

行政事務、電気、通信、機械、土木、建築、化学、農業、農業主木の八区分

#### (2)受験資格

昭和十九年四月二日から昭和二十七年四月一日までに生れたもの(男女を問わない)

#### (3)受付期間

六月二十八日～七月十三日

#### (4)第一次試験 九月五日(日)

教養試験(多技選択式)、専門試験(記述式、行政事務および建築のみ)道内では、札幌市および旭川市で行ないます。

#### ▽初級(高校卒程度)

各省庁の初級係員として、事務および調査、研究または技術的業務などに従事します。

#### (1)試験の区分

行政事務A、行政事務B、税務、電気、機械、土木、建築、化学、農業、農業主木、林業の十三区分

#### (2)受験資格

昭和二十三年四月二日から昭和二十九年四月一日までに生れたもの(ただし、行政事務B、および郵政事務Bについては男子に限り、税務については、昭和二十六年四月二日から昭和二十九年四月一日までに生れた男子に限る)

#### (3)受付期間

七月十日～七月三十日

#### (4)第一次試験 十月三日(日)

教養試験、適性試験(技術系を除く)、作文試験、(技術系を除く)専門試験(多技選択式、技術系のみ)道内では、十一市で行ないます。

なお、これらの試験内容についてくわしくは、人事院北海道事務局(札幌市大通西十丁目、二四一―一二四八)にお問い合わせください。

### お知らせ

渡島信用金庫鹿部支店長に瀬柳支店長の曾我達夫氏が着任しました。

渡島信用金庫より村役場に派出員として南茅部町支店より本塚勉氏がそれぞれ着任しました。

## 鹿部村歴史物語

(2)

### 郷土二百年前を語る

#### 鹿部「蜜の里」史話 (五)

恐ろしい熊の話に真澄は汗も消ゆる思いに山路を急ぐと、松屋崎が右手に突き出ていた。

海岸を見おろすと波の打ち寄る岩浜に、草ぶきの小家から細い煙りが立っている。漁師の住む仮小屋であろう。次への道を尋ねようと曲りくねる坂道をおりて小屋をのぞくと、八十歳余りの髪もひげも白い老アイヌが居て、若いメノコ(婦人)二人が愛らしい幼女を抱きながら、楽しげに話っていた。

真澄は戸外で「今日は！」と声をかけると、中の人達が出て来た。話してもよく通じないし同行の案内者もアイヌ語がよくわからないので、しばし無言で立っていたが、やがて手まねと目の様子で何にか心の通じる感があった。すると老人が家へ入るよう招くので、それに従って中へ入り休むこととした。

老人の手まねで語るのを聞くために舟で来たことがわかった。そこらを見るとキノボの



境川は今の明神川で沼尻の東側の小川である。ここが昔鹿部と砂原の境になっていた。坂井明神の小祠(ほこら)があり海上安全の守護神である。真澄達は沼尻を過ぎて和人の多く住む砂原に着き、案内の彼女に謝礼をし帰して一泊した。(終)

次回続編「水清き里」史話(小林露竹史談採集帖より) 小玉健記